

令和 6 年度
日額会員に伴う規約

有限会社 すみれ福祉会
平岡放課後児童クラブ

日額会員に伴う規約

1、 利用（形態）方式

- (1) この制度は保育を必要としたとき利用することができる。
- (2) 料金徴収に関しては、原則として金融機関の引き落としとする。
「別紙 預金口座振替依頼書・自動払込利用申請書」引き落とし日は、翌月5日とする。
(当日が土曜・日曜・祝日の場合は5日以降の平日とする。)
- (3) 引き落としの料金については、前月の末日までに請求書を発行する。
- (4) 申請書類提出後から3ヶ月以降（当月の16日以降に提出した場合は、翌月を1ヶ月目とする。）金融機関の引き落としが未登録の場合、又利用料引き落としの際に残高不足の場合には、事務手数料を徴収することができる。
(別紙料金表)に基づく。
- (5) 当月分の引き落としができなかった場合には、本会より発行される振込依頼書に準じ当月末までに指定振込口座に支払いをしなければならない。
(振込手数料は個人負担とする)
- (6) 利用する場合は、当日の9：59までにすみれ福祉会緊急連絡メッセージ（さくら連絡網）で予約を登録する。（その他の利用登録については、「すみれ福祉会緊急連絡メッセージ（さくら連絡網）説明書（別紙7）」参照）

2、 利用料金

上記については料金表に基づく。

3、 利用料金徴収内容

- 半日・・・・・・・・・・・・ 7：00～12：00までに保育を利用する場合
12：00～19：00までの保育を利用する場合
- 1日・・・・・・・・・・・・ 7：00～19：00までの保育を利用する場合
- 給食・・・・・・・・・・・・ 月～土の平日の日に食事を利用する場合
- 延長・・・・・・・・・・・・ 保育時間を超える場合
- その他諸経費・・・・・・・・ 上記の料金徴収以外でかかる費用（園外活動等）

付則

この規約は、平成25年4月1日より施行する。
この規約は、平成28年4月1日より施行する。
この規約は、平成29年4月1日より施行する。
この規約は、平成31年4月1日より施行する。
この規約は、令和 3年4月1日より施行する。
この規約は、令和 4年4月1日より施行する。
この規約は、令和 5年4月1日より施行する。
この規約は、令和 6年4月1日より施行する。